

7 笠監第 6 号
令和7年8月29日

笠置町長 山本 篤志 様

笠置町監査委員 東 達廣

笠置町監査委員 向出 健

令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算について、次のとおり意見書を提出する。

令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類及び事業報告等を監査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査対象

令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算及び関係帳簿証書類

2. 決算審査日

令和7年8月4日（月）、5日（火）、6日（水）

3. 出席者

町長、参事、会計管理者、関係所属長並びにその課員

審査の総括意見

収支予算差引簿及び予算執行状況表に基づき、現預金出納簿及び総勘定元帳、日計表等を余すところなく照査のうえ、さらに、その内容につき検討を加え審査をした結果、決算は計数的に正確であり内容も正確なものであると認める。

業務状況について、給水人口は1,049人となり前年度の1,108人と比較し5.3%減少した。同じく料金収入の対象となった年間有収水量は14万901 m³で、前年度の14万4,850 m³と比較し2.7%減少している。

経営状況については、給水収益が年々減少しており、これは給水人口の減少や節水等によるものが大きいと考えられる。今後も給水人口推移等による水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければならない。

経営面においては、収益的収入及び支出の簡易水道事業の決算額は、事業収益が8,050万1,604円で事業費用が8,188万5,434円。資本的収入および支出の決算額については、資本的収入が256万6,667円で、資本的支出は1,370万1,138円となり、不足額1,113万4,471円が引継ぎ資金646万2,130円と当年度分損益勘定留保資金467万2,341円で補填した。特例

的収入および支出の決算額は、特例的収入が 422 万 9,019 円で、特例的支出は 933 万 1,589 円となった。

また、未収金については、収納確保に取り組まれ、その効果は一定認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう期待する。

しかしながら、料金水準の妥当性を示す料金回収率は 35.83%で事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況となっている。また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率についても、63.05%となっており、施設の更新に対して老朽化の割合が大きい状況であり、人口減少等による水道使用料の減少となっている中で、今後水道施設の更新や維持管理が増えることが容易に想定されるため、水道料金の見直しも含めた検討が早急に必要ではないかと考える。

今後も効率的な水道施設の更新、維持管理に努められると共に、他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減等、住民から信頼される安定的かつ安心して安全な飲料水供給事業となるようこれからも尽力されたい。